

2006年9月25日

ケミン社、ルテイン特許をめぐる米控訴裁判所の 決定を称賛する

ワシントン D.C.(2006年9月25日) - ケミン社は、下級裁判所によるケミン社の精製ルテインに関する特許は有効であり法的効力のあるものであるという判決を巡る米連邦巡回控訴裁判所の判決に満足していると述べた。

控訴裁判所はまた、ケミンの製法特許が侵害されたという主張も支持し、別の製法に関する申し立ての更なる手続きを行うべく地方裁判所に差し戻した。

2004年9月に、アイオワ州デモインの地方裁判所の陪審員は、ケミン社の FloraGLO ブランドの精製ルテインに関する特許(特許番号 714 及び 564)は有効であり法的効力があるという評決を下した。この訴訟の被告である PIVEG 社は特許 564 号を侵害したとの評決を受け、陪審員の裁定を控訴裁判所に上訴した。

「長引いた訴訟を通じて、我々のルテインに関する特許は有効であり法的効力があると陪審員でも地方裁判所の公判後の判決でも結論づけられたことになる。我々は、この裁定はケミン社のルテインに関する知的財産の有効性と完全性を確認したものと信じている。」とケミン・ヘルス社のロドニー・オーシッチ社長は述べた。

「この裁定により、我々の顧客が投資してきたルテイン製品は、特許で保護された品質と信頼性、つまり栄養補助食品市場で非常に重要視されているもの、を維持することができると確約できることになる」ともオーシッチ社長はコメントした。

ケミン・ヘルス社 (Kemin Health, L.C.) について

米国アイオワ州デモインに本社を置くケミン・ヘルス社は、世界 60 カ国以上で事業を展開している Kemin Industries 社を中核とするケミングループの一員として、食品や補助食品、パーソナルケア向け天然栄養素の製造販売を手がけるグローバル企業です。同社はアジア地域における拠点として 2000 年にケミン・ジャパン(株)を設立。国内における販売パートナーである(株)光洋商会とともに、FloraGLO®ルテインの普及活動に取り組んでいます。